

〔許可基準〕

屋外広告物の許可を受ける際には、市が定めている許可基準に適合する必要があります。

●共通基準

- (1) 特に景観に配慮すべき地域又は場所にあつては、広告物等の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等が当該景観と調和したものであること。
- (2) 広告物を表示しない面及び脚部の露出している部分は、塗装その他の装飾をしたものであること。
- (3) ネオン管その他の照明を使用する広告物等にあつては、昼間においても良好な景観及び風致を害しないものであること。
- (4) 蛍光、発光又反射を伴う塗料又は材料を使用しないものであること。

●個別基準

- (1) はり紙
 - ①表示面積（2面以上は合計） $\leq 1.5 \text{ m}^2$
- (2) はり札
 - ①表示面積 $\leq 0.3 \text{ m}^2$
- (3) 立看板等
 - ①表示面高さ $\leq 2\text{m}$
 - ②表示面幅 $\leq 1\text{m}$
 - ③脚部の高さ $\leq 0.5\text{m}$
- (4) 壁面利用広告物
 - ①表示面積（2面以上は合計） $\leq$ 当該壁面の面積の $1/2$
 - ②壁面の上端、側端から突き出さないこと
 - ③窓、開口部をふさがないこと
 - ④地盤面から広告物等の上端までの高さ $\leq 51\text{m}$
※自家用で次の全てに該当するものは④の制限なし
 - ・ネオン管を使用していないこと
 - ・照明が点滅しないものであること
 - ・高さの制限を超える広告物等が1個であること
- (5) 屋上広告物
 - ①広告物等の高さ $\leq 20\text{m}$
 - ②広告物等の高さ $\leq$ 地盤面から広告物等の設置箇所までの高さの $2/3$
 - ③地盤面から広告物等の上端までの高さ $\leq 51\text{m}$
※自家用で次の全てに該当するものは③の制限なし
 - ・ネオン管を使用していないこと
 - ・照明が点滅しないものであること
 - ・高さの制限を超える広告物等が1個であること

(6) 突出し広告物

- ①建物からの出幅 $\leq 1.5\text{m}$
- ②道路境界線からの出幅 $\leq 1\text{m}$
- ③道路面から突出部分下端までの高さ
 - ・歩車道の区別のある道路 $\geq 2.5\text{m}$
 - ・歩車道の区別のない道路 $\geq 4.5\text{m}$
- ④地盤面から広告物等の上端までの高さ $\leq 51\text{m}$

(7) 野立広告物

ア 道標、案内図板等

- ①表示面積（2面以上は合計） $\leq 6\text{ m}^2$
- ②高さ $\leq 3\text{m}$
- ③公衆の利便に供する目的以外の面積が全体面積の 1/10 以下

イ 自家用広告物・自己管理地広告物

- ①表示面積（一事業所又は一団の土地につき） $\leq 30\text{ m}^2$
- ②高さ $\leq 20\text{m}$

ウ アイ以外の野立広告物

A 高速道路、自動車専用道路沿線の用途地域以外

- ・許可しない

B 高速道路、自動車専用道路沿線の用途地域内

- ①道路からの距離 $\geq 100\text{m}$
- ②表示面積 $\leq 30\text{ m}^2$
- ③高さ $\leq 10\text{m}$
- ④最寄の広告物等からの距離 $\geq 100\text{m}$

C 市長が指定する道路等の沿線の用途地域以外

- ①道路からの距離 $\geq 100\text{m}$
- ②表示面積 $\leq 30\text{ m}^2$
- ③高さ $\leq 10\text{m}$
- ④最寄の広告物等からの距離 $\geq 100\text{m}$

D A、B、C 以外の地域

- ①道路からの距離 $\geq 10\text{m}$ （市長が指定する道路等の沿線のみ）
- ②表示面積 $\leq 30\text{ m}^2$
- ③高さ $\leq 10\text{m}$
- ④最寄の広告物等からの距離 $\geq 5\text{m}$

(8) 電柱等利用広告物

ア 巻き付け広告物

- ①地盤面から広告物の下端までの高さ $\geq 1\text{m}$

- ②広告物の縦の長さ $\leq 1.8\text{m}$
- ③同一電柱等に他の巻き付け広告物がないこと

イ 突出し広告物

- ①道路面から突出部分下端まで
 - 歩車道の区別がある道路の歩道上 高さ $\geq 2.5\text{m}$
 - 歩車道の区別がない道路上 高さ $\geq 4.5\text{m}$
- ②広告物の縦の長さ $\leq 1.2\text{m}$
- ③出幅 $\leq 0.6\text{m}$
- ④道路の外側に向かって設置すること
- ⑤同一電柱等に他の突出し広告物がないこと

(9) 広告旗

- ①表示面積 $\leq 2\text{ m}^2$
- ②道路から 5m以内の場合は、最寄のものから 5m以上はなれていること

(10) 広告幕

- ①長さ $\leq 15\text{m}$ かつ幅 $\leq 1.5\text{m}$
- ②道路面から広告幕の下端まで
 - 歩車道の区別がある道路の歩道上 高さ $\geq 2.5\text{m}$
 - 歩車道の区別がない道路上 高さ $\geq 4.5\text{m}$
- ③壁面利用広告物の基準の①②④に適合すること

(11) アドバルーン

- ①長さ $\leq 15\text{m}$
- ②幅 $\leq 1.5\text{m}$
- ③布片が主網に十分に緊結していること

(12) 広告アーチ

- ①表示面積 $\leq 30\text{ m}^2$
- ②道路面から広告アーチ下端まで
 - 歩車道の区別がある道路の歩道上 高さ $\geq 2.5\text{m}$
 - 歩車道の区別がない道路上 高さ $\geq 4.5\text{m}$